

臨床教育について

臨床教育は、理学療法もしくは他の保健・医療・福祉施設であり、高齢者や障害を持たれた方々に働きかけをしている現場において、意図された教育目標に沿って行う体験学習を中心としたプログラムをいう。本学科では、医療人としての資質向上と専門職としての知識・技術の習得の動機付けを目的とし、入学当初より各学年において下記の実習を行っている。

1. 臨床実習Ⅱ

最終学年（4年次）では、臨床経験3年以上の理学療法士による指導のもと、対象者の評価と治療を中心に、理学療法業務について学ぶことを主目的とする。

- 4月中旬～8月末、1施設8週間とし、2施設にて行う。

2. 臨床実習Ⅰ

3年次後期、臨床に従事する理学療法士による指導のもと、対象疾患の機能、能力の評価を行う。また、知識・技能・態度の習得及び専門職としての自覚を高めることを目的とする。

- 1月中旬～2月末、1施設3週間とし、2施設にて実施。

3. 臨床基礎実習

2年次前期、臨床に従事する理学療法士の業務を直接見聞し、患者様の状態や障害を専門職として認知できるようになることを目的とする。

- 9月中旬、5日間実施

4. その他

(1) リハビリションセミナーⅠ

入学当初、『障害を知る』という目的で、数施設において見学実習を実施。

(2) 施設見学

学生の任意希望による施設見学を隨時行っている。

実習にあたっての心得

1. 一般的心得

実習の受入に関しては、実習施設のご厚意であることを常に忘れず、医療従事者を目指す者としての認識を常に持つ。また、後輩の良き模範となるよう心がける。

(1) 事前準備

①所在地、交通経路、施設概要等は、前もって調べ熟知しておく。また、施設が学生にどのような便宜（宿舎、駐車場、荷物等）を図っておられるかを知る。必要な物品に関しては、事前に準備をする。

②実習開始前（1週間程度）には実習指導者へ必ず連絡をし、実習初日に伺う場所、時間等の確認をする。

(2) 服装及び身だしなみ

原則、学校指定の実習着を着用すること。しかし、施設によっては、指定のものがあるため事前に確認し各自で準備をすること。また、医療従事者にふさわしいよう身だしなみに整えること（長爪、ひげ・服装の汚れ等不潔感を与えないようにし、装飾品を身に付けない。髪も清潔に保ち、長髪は束ねる）。

(3) 規則の厳守

施設の規則を熟知し、違反をしないこと。

(4) 時間の厳守

始業、終業、実習時間、昼食、休憩、会議等の定められた時間を厳守する。また、デイリーノートや課題、レポートの提出を守ること。

(5) 報告

実習中の事故、器物の破損等があった場合は、直ちに実習指導者に報告すると共に、学校へも報告すること。また、通修中の交通事故なども速やかに報告すること。

(6) 連絡

やむを得ず欠席、遅刻、早退などをする場合、事前に判明している場合は、速やかに手続きを行う（指導者へ届けの提出と学校へ電話連絡をすること）。緊急の場合は、勤務開始前後に指導者に連絡し、理由を伝え、許可を得るとともに学校へも報告すること。

(7) 行動

常に明るく謙虚な態度で人に接する。また、落ち着いた行動を取り、事故防止に努める。言葉遣いに留意し、周囲に不快感を与えないよう心がけること。

(8) 健康管理

実習中は睡眠時間や食事などに留意し、心身の健康を保つように心がける。万が

一、体調を崩した場合は、できるだけ早くに対処をすること。欠席・早退等が生じた場合は、所定の手続きを行うこと。

(9) 実習終了時の手続き

- ① 書物、鍵等の借用品を確實に返却すること。
- ② 報告、記録など全ての義務を完了すること。
- ③ 控室、宿舎等の整理整頓、掃除を行うこと。
- ④ 実習に要した諸経費（食事、光熱費、駐車場代等）の支払いを行うこと。
- ⑤ 学校への提出物への記載、署名を頂くこと。
* 成績表と出席簿は、返信用封筒にて実習指導者より学校へ郵送
- ⑥ 実習中にお世話になった部署へお礼の挨拶をするとともに、帰学後礼状を送る。

2. 対象者に対する心得

(1) 守秘義務

- ① 実習中に知り得た対象者の情報については、秘密を守り、一切口外しない。
- ② 私的メモ、症例レポート等、対象者の情報が書かれた記録物の取り扱いには充分に留意すること。
- ③ カルテの取り扱いは、指導者の指示に従うこと。カルテ・記録物等の院外への持ち出しが禁止。
- ④ 記録物の取り扱い処分については、各施設において実習指導者の指示に従うこと。

(2) 対象者への接し方

- ① 常に感謝と尊敬の念を持って接する。馴れ馴れしい態度、見下した態度は取ってはならない。
- ② 対象者に対し、おじいさん、おばあさんなどの総称で呼ぶことはせず、必ず個人名を用いる。
- ③ 親しみを持って接するあまりに、対象者と私的関係にならないよう心がける。
- ④ 診断名、経過、予後などについて尋ねられても、自己の判断で勝手に応えず、実習指導者に、報告、相談をする。
- ⑤ 実習指導者から許可または指示された検査・治療以外は行わない。
- ⑥ 対象者及びその家族からの金品は一切受け取らないこと。判断に困る状況の場合は、実習指導者の指示を仰ぐ。

3. 実習施設における心得

- (1) 施設における礼儀と配慮を欠かさない。
- (2) 実習指導者や職員に対し、常に感謝と尊敬の念を持ち、誠意と親しみをもって接する（親しみと馴れ馴れしさを混同しないこと）。

- (3) 実習生としての立場をわきまえ、謙虚な気持ちを持って周囲との協調に努める。
- (4) 限りある時間を有効に使うよう心がけ、予定の無い時間などは、実習指導者や他の理学療法士に同行し、評価、治療場面を見学する。
- (5) 施設内の整理整頓に努める。
- (6) 施設の情報を口外しないよう心がけるとともに、施設や職員の批判をしない。
- (7) 施設内の方の職名と名前は、できる限り早く覚えるよう努める。

4. その他

- (1) 個人の行動といえども、社会人・医療人に準じた責任が伴うことを常に忘れない。
- (2) 自らの行動が、下級生の模範となるように常に心がける。
- (3) 施設内の規則等、解りにくいことがあれば指導者や職員の方へ相談をする。
- (4) 施設内の喫煙については、原則禁止。施設の許可があっても所定の時間以外には吸わない。
- (5) 印鑑及び保険証（写し可）は、必ず携帯する。
- (6) 施設内は、携帯電話の電源は切り使用しない。